

令和 4 年 9 月 5 日  
都市整備政策部建築調整課

建築基準法の一部改正等に伴う  
世田谷区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)(以下「同法」という。)の一部改正等に伴い、新たな規定が追加されることにより、同法の一部の項が繰り下がることとなった。これに伴い世田谷区手数料条例の一部の規定の整備を行う。本件については、総務部より、令和 4 年第 3 回定例会に提案する。

2 手数料条例改正に関連する法改正等の概要

最長 2 年 3 か月であった応急仮設建築物の存続期間を 2 年 3 か月を超えて、1 年ごとに延長を可能とする新たな規定が追加されることに伴い、同法第 85 条第 5 項及び第 6 項並びに同第 87 条の 3 第 5 項及び第 6 項に基づく規定の項ずれを改める規定の整備。

3 施行予定日

公布の日

4 条例改正新旧対照表

別紙 2 のとおり

5 添付資料

(別紙 1) 応急仮設建築物存続期間延長資料(同法抜粋)

(別紙 2) 新旧対照表(手数料条例)

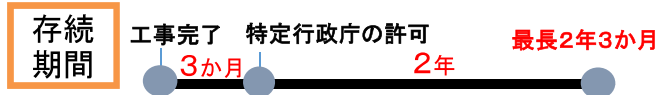
(別紙 3) 新旧対照表(同法抜粋)

( 施行日: 令和4年5月31日 )

改正前

### 建築基準法

- 応急仮設建築物**は、  
応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、  
建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、  
その**存続期間**は、**最長2年3か月**(工事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。



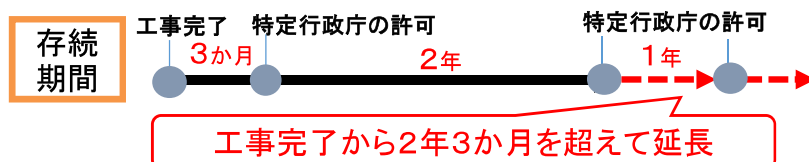
### 支障

- 近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、  
仮設の庁舎や医療施設等の**応急仮設建築物**に代わる**恒久的な建築物の設置**や**建築基準に適合させる改修を2年3か月以内に終わることが困難**となる場合がある。



改正後

- 応急仮設建築物の存続期間**について、  
**特定行政庁が、**  
**安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、**  
**公益上やむを得ないと認める場合には、**  
**2年3か月を超えて、1年ごとに**  
**存続期間を延長することを可能とする。**



### 効果

- 地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、  
**円滑な災害復旧・復興等に資する。**



世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 中略 令和4年3月7日条例第2号 令和4年10月〇日条例第〇号					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 中略 令和4年3月7日条例第2号				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
	事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期
120	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。	120	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。
120の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の特例の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築特例許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。	120の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の特例の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築特例許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。
略					略				
125の	建築基準法第	建築物の用途	108,000円	許可申	125の	建築基準法第	建築物の用途	108,000円	許可申

改正後					改正前				
6	87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	を変更して一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料		請のとき。	6	87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	を変更して一時的に興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料		請のとき。
125の7	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。	125の7	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の使用許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。
<p>附 則 (令和4年10月〇日条例第〇号)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>									

## 建築基準法（発令：昭和25年5月24日法律第201号）

改正内容：令和4年5月20日号外法律第44号[令和4年5月31日]

新	旧
<p>○建築基準法 〔昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号〕 （仮設建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。</p> <p>一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの</p> <p>二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの</p> <p>2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火</p>	<p>○建築基準法 〔昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号〕 （仮設建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。</p> <p>一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの</p> <p>二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの</p> <p>2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火</p>

新	旧
<p>地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、<u>同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。</u></p> <p>6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合</p>	<p>地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合</p>

新	旧
<p>においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p> <p>7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>8 特定行政庁は、<u>第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。<u>以下この条及び第百一条第一項第十六号において同じ。</u>）として使用するとき（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物</p>	<p>においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p> <p>6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>7 特定行政庁は、<u>前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u></p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。<u>第三項及び第百一条第一項第十六号において同じ。</u>）として使用するとき（その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。</p> <p>2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物</p>

新	旧
<p>(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。以下この条及び第百一条第一項第十六号において同じ。)</p> <p>として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>5 <u>特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。</u> <u>被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要があ</u></p>	<p>(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第百一条第一項第十六号において同じ。)</p> <p>として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>(新設)</p>



新	旧
<p><u>る災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。</u></p> <p>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>7 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>8 特定行政庁は、<u>第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>7 特定行政庁は、<u>前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u></p>

新	旧
<p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 <u>第八十五条第四項又は第五項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて応急仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十 <u>第八十五条第六項又は第七項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて仮設興行場等を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十一～十五（略）</p> <p>十六 <u>第八十七条の三第四項又は第五項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を災害救助用建築物又は公益的建築物として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十七 <u>第八十七条の三第六項又は第七項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を興行場等として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十八 第九十条第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>2 前項第三号、第四号又は第六号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。</p>	<p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 <u>第八十五条第四項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて応急仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十 <u>第八十五条第五項又は第六項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて仮設興行場等を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十一～十五（略）</p> <p>十六 <u>第八十七条の三第四項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を災害救助用建築物又は公益的建築物として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十七 <u>第八十七条の三第五項又は第六項</u>の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて当該建築物を興行場等として使用した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>十八 第九十条第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>2 前項第三号、第四号又は第六号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。</p>